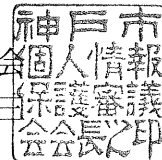




答 申 第 865 号
令 和 2 年 7 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和2年7月28日付け神行区第217号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

各区役所・支所・出張所に設置されたキオスク端末における防犯カメラの設置
による個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 各区役所，支所，出張所に設置する住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書発行が可能なキオスク端末に，防犯カメラを設置し，端末の利用者の画像等を収集することは，犯罪の抑止や犯罪発生後の迅速な犯罪解明が期待され，公益に資すると認められるため，妥当である。
- 2 この場合，保有する必要のなくなった個人情報を确实かつ速やかに廃棄する等，個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

各区役所・支所・出張所における防犯カメラの設置による
個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 865

◎は場合により条例第7条第3項に該当する内容を含む

【収集する個人情報】

主として、次の個人情報の収集を行う。

◎ 1 キオスク端末設置に伴い発生する犯罪行為を行う者の画像及び撮影日時

上記情報の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

◎ 2 キオスク端末使用者の画像及び撮影日時

◎ 3 撮影対象地点を通過する人物の画像及び撮影日時